

撮影による占用許可申請の確認リスト

撮影時における禁止事項

- ・公園利用者の参加を目的としたコマーシャルやバラエティ番組などを撮影すること。
- ・公園の現状変更すること
- ・公園利用者を排除、整理すること。
- ・障害、殺人、自殺(未遂シーンを含む)などの暴力シーンを撮影すること。
- ・裸体、下着姿、その他公序良俗に反する行為等の撮影を行うこと。
- ・公園内における撮影関係者が 25 人を越えること。
- ・撮影のために、植え込み、キャッチボールコーナー等に立ち入ること。
- ・大型発電機、大型レフ板(150×100センチメートル以上)を持ち込むこと。
- ・ひとりで人力運搬できない機材(レール・タワー・クレーン等)を持ち込むこと。
- ・公園利用者、近隣住民に迷惑となるような大音量を出すこと。
- ・バット、ゴルフクラブ、釣竿など他の公園利用者の迷惑となる用品を持ち込むこと。
- ・代々木大山公園においては、ウッドチップ舗装上を、スパイクシューズやハイヒールで歩行すること。

撮影による占用許可申請の確認リスト(各項目を確認し、確認欄に○印を記入してください。)

確認項目	確認欄
一般の人の施設利用が優先されますので、原則として、公園利用者を排除することや、施設利用を制限することはできません。	
施設内で禁止されている事項は、集会、撮影時でも禁止します。各掲示内容を確認し、公園利用者や周辺地域に迷惑をかけることのないよう十分注意して下さい。	
許可を受けた時間には準備・後片付け時間を含みますので、許可時間以外は当該施設を使用することはできません。	
許可を受けた機材以外の持ち込みは禁止します。	
区立公園には駐車場がありません。付近の道路や施設内に関係車両を駐車することは禁止します。	
道路上での撮影については、別途、道路使用等の許可が必要となる場合がありますので、関係機関に問い合わせ下さい。	
申請内容が公衆の公園利用に支障をおよぼし、地域環境にも影響を与えると認められた場合は、使用を許可しない場合があります。なお、申請時に、撮影内容の確認できる書類を添付してください。	
使用日時の変更について、次の場合は、変更のあった日から3日目以降へ変更できます。 ・使用許可日の前日(この日が閉庁日の場合はその前日)までに変更の申請をした。 ・天候の状況により使用できなかった場合で、翌日(この日が閉庁日の場合はその翌日)までに変更の申請をした。	
一度納入された使用料は返金できません。	
公園管理上支障のある場合は、許可後でもこれを取り消す場合があります。	
虚偽の申請や許可条件、注意事項が遵守されない場合は、当該許可を取り消し、次回以降の使用を許可しない場合があります。	

上記項目を遵守します。

令和 年 月 日

確認者名

(申請者又は責任者)

印